

未経験分野等への再就職を支援します！

～「緊急人材育成・就職支援基金」による 実習型雇用を通じた再就職支援のご案内～

未経験分野等への再就職を希望している求職者の方について、実習型雇用を通じて必要な技能・知識を身につけていただき、その後の正規雇用へとつなげていく事業を、「緊急人材育成・就職支援基金」により実施します。

実習型雇用による再就職支援

希望する分野の企業と原則として6か月間の有期雇用契約を結び、その期間を実習型雇用期間とし、技能及び経験を有する指導者のもとで指導を受けながら実習や座学などを通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用へとつなげるものです。

※ 実習型雇用を実施する事業主は、ハローワークにおいて実習型雇用に係る求人登録をしている事業主であって、実習型雇用終了後に正規雇用として当該求職者を雇い入れることを前提に受け入れる事業主となっています。

実習型雇用による再就職支援の対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象となります。

- ハローワークに求職登録をした方で、希望する求人の分野において十分な技能・経験を有しない求職者であると認められる者
- ハローワークにおいて再就職に向け実習型雇用を経ることが適当であると認められる者
- 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない者
- すでに職業紹介以前から当該事業主との間で雇用予約がなされていない者 等

※ 求職者の離職前の勤務形態、年齢、雇用保険受給資格の有無などの要件はありません。

○ 実習型雇用による再就職支援を受けるためには、ハローワークの求職登録が必要です。まずはお近くの都道府県労働局又はハローワークにご相談ください。